

農業改良資金の概要

農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、農畜産物の加工・販売、新作物や新技術の導入などにチャレンジするために必要な資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ①エコファーマー（認定導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。）
 - ②農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
 - ③農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等
 - ④米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等
 - ⑤六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。）
- ※農業改良措置計画に基づく県知事の貸付資格の認定を受けることが必須です。
※融資機関の融資審査の結果によってはご希望に添えない場合がありますので、ご了承下さい。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

新たなチャレンジ性のある取組（農業改良措置）

- ・新たな農業部門の経営を始める場合
（例：新たな飼料用米の栽培を開始）
- ・新たな加工の事業を始める場合
（例：酪農法人が、アイスクリーム加工を新規に開始）
- ・農畜産物またはその加工品の新たな生産方式を導入する場合
（例：イチゴの栽培方法を土耕栽培から高設栽培へ転換）
- ・農畜産物またはその加工品の新たな販売方式を導入する場合
（例：直売所を設置し、消費者への直接販売を開始）など

(2) 借入限度額：個人 5,000 万円

法人・団体 1億 5,000 万円

(3) 借入金利：無利子

(4) 償還期限：12 年以内（うち据置期間 3 年（特例 5 年）以内）

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫

4. 問い合わせ先

- 日本政策金融公庫福井支店（TEL：0776-33-2385）
- 最寄りの農協、信用農協連合会（TEL：0776-27-8239）
- 福井銀行、北陸銀行、北國銀行、小浜信用金庫、福井信用金庫
- 福井県農林水産部生産振興課（TEL：0776-20-0427）
- 福井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-21-8207）
- 坂井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-81-3222）
- 奥越農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0779-65-1282）
- 丹南農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0778-23-4534）
- 嶺南振興局二州農林部（TEL：0770-22-5027）
- 嶺南振興局農業経営支援部（TEL：0770-56-2221）